

議第104号

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年6月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年滋賀県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（滋賀県知事の選挙の場合に限る。）および同項第5号」を「第143条第1項第5号」に、「総称する」を「いう」に改める。

第8条第1号中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同条第2号中「5円18銭」を「5円62銭」に、「386,500円」を「419,000円」に改める。

第12条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定および付則第3項の規定は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 改正後の滋賀県議会議員および滋賀県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（以下「新条例」という。）第8条および第12条の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。
- 3 新条例第1条の規定は、付則第1項ただし書に規定する規定の施行の日（以下「一部施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、一部施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。